

兵庫県公報

令和元年6月14日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 3団地 130戸
- 2 借上期間の満了に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通高層耐火住宅 6団地 187戸
普通中層耐火住宅 1団地 2戸
- 3 普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	フレール兵庫浜崎通住宅	神戸市兵庫区浜崎通	108戸
	フレール六甲桜ヶ丘住宅	神戸市灘区桜ヶ丘町	35戸
	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	1戸
	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	1戸
	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	1戸
	フレール新開地6丁目住宅	神戸市兵庫区新開地6丁目	11戸
普通中層耐火住宅	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	2戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第3号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款2の項を次のように改める。

2	削除
---	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款7の項中

「

78	0.3575	18,400
10	0.3651	18,400
2	0.3994	22,300

」

を

「

34	0.3575	18,400
5	0.3651	18,400
1	0.3994	22,300

」

に改め、同款59の項を次のように改める。

59	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款12の項を次のように改める。

12	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

101	R元	6	H11	フレール兵庫 浜崎通住宅	神戸市兵庫区浜崎 通	13階建	1	0.7075	67,100
							2	0.7075	67,600
							1	0.7075	67,800
							5	0.7075	68,300
							5	0.7075	69,000
							1	0.7075	69,500
							1	0.7075	69,700
							1	0.7075	70,100
							1	0.7075	70,400
							1	0.7075	71,100
							1	0.8685	79,300
							1	0.8685	81,600
							1	0.8685	82,500
							1	0.8685	83,000
							1	0.8685	83,200
							1	0.8685	83,500
1	0.8685	84,000							
1	0.8685	84,400							

						1	0.8685	84,900
						1	0.8685	85,700
						1	0.8685	87,500
						1	0.8879	79,800
						1	0.8879	81,300
						2	0.8879	82,200
						1	0.8879	82,700
						3	0.8879	83,000
						3	0.8879	83,900
						2	0.8879	84,800
						2	0.8879	85,700
						2	0.8879	87,900
						1	0.9596	85,600
						1	0.9596	86,100
						1	0.9596	86,400
						1	0.9596	87,100
						1	0.9596	87,900
						1	0.9596	88,700
						1	0.9596	89,900
						1	0.9596	92,300
						1	0.9649	91,000
						2	0.9649	91,200
						2	0.9649	92,200
						1	0.9649	93,600
						1	0.9649	93,800
						1	1.1330	96,500
						1	1.1330	99,200
						1	1.1330	100,100
						3	1.1330	100,400
						1	1.1330	101,400
						1	1.1330	103,800
						1	1.1523	93,900
						1	1.1523	96,800

						1	1. 1523	97, 100
						1	1. 1523	97, 600
						2	1. 1523	97, 800
						1	1. 1523	98, 200
						2	1. 1523	99, 300
						2	1. 1523	100, 300
						1	1. 1523	100, 800
						1	1. 1523	101, 900
						1	1. 1523	102, 700
						1	1. 1523	103, 200
						1	1. 2188	100, 200
						1	1. 2188	104, 800
						3	1. 2188	105, 900
						2	1. 2188	107, 000
						3	1. 2188	108, 000
						1	1. 2188	108, 600
						1	1. 2188	109, 500
						1	1. 2188	110, 100
						1	1. 2188	110, 200
						1	1. 2381	100, 800
						1	1. 2381	102, 800
						1	1. 2381	104, 300
						2	1. 2381	104, 600
						1	1. 2381	105, 800
						1	1. 2381	107, 500
						1	1. 2381	109, 700
						1	1. 2381	110, 000

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款11の項及び12の項を次のように改める。

11 及 び 12	削除
--------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

102	R元	6	H11	フレール六甲 桜ヶ丘住宅	神戸市灘区桜ヶ丘 町	10階建	1	0.6754	68,400
							1	0.6754	68,900
							1	0.6754	70,300
							1	0.6754	71,000
							1	0.6754	71,100
							2	0.6754	71,800
							1	0.6754	72,400
							1	0.8349	82,000
							2	0.8349	82,600
							1	0.8349	83,900
							1	0.8349	84,300
							2	0.8349	84,700
							1	0.8349	85,100
							2	0.8349	87,300
							1	0.8349	88,200
							1	1.0979	93,700
							1	1.0979	94,400
							3	1.0979	95,500
							1	1.0979	97,400
							5	1.0979	98,400
2	1.1914	109,900							
1	1.1914	112,100							
1	1.1914	113,200							
1	1.1914	115,500							

第3条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から12の項までを次のように改める。

1 から 12 まで	削除
---------------------	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

103	R元	6	S48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉 台4丁目	14階建	1	0.6825	45,900
-----	----	---	-----	-------	------------------	------	---	--------	--------

第4条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から14の項までを次のように改める。

1 から 14 まで	削除								
---------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

104	R元	7	S48	兵庫駅前住宅	神戸市兵庫区羽坂通4丁目	20階建	1	0.8128	66,600
105	R元	7	S48	高倉台住宅	神戸市須磨区高倉台4丁目	14階建	1	0.4767	36,300

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款1の項及び2の項を次のように改める。

1 及 び 2	削除								
------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款に次のように加える。

54	R元	7	S55	落合住宅	神戸市須磨区北落合5丁目	5階建	1	0.6808	47,800
							1	0.6808	50,400

第5条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款1の項から15の項までを次のように改める。

1 から 15 まで	削除								
---------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

106	R元	7	H11	フレール新開地6丁目住宅	神戸市兵庫区新開地6丁目	17階建	1	0.6746	66,800
							1	1.0157	90,200
							1	1.1232	99,500
							1	1.1232	100,500
							1	1.1397	100,200
							1	1.2363	105,300
							1	1.2363	105,900
							1	1.2545	105,100
							1	1.3895	113,300

							1	1.3895	115,000
							1	1.4496	124,500

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第4号に規定する改正規定を除く。） 令和元年6月16日
- (2) 第2条の規定 令和元年6月18日
- (3) 第3条の規定 令和元年6月21日
- (4) 第1条中兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の1の部普通中層耐火住宅の
款2の項を次のように改める改正規定、同款7の項の改正規定及び同款59の項を次のように改める改正
規定 令和元年7月1日
- (5) 第4条の規定 令和元年7月21日
- (6) 第5条の規定 令和元年7月31日